

# 『デジタルねっぴ～商品券』 取扱加盟店募集要項

加西商工会議所では、「新しい生活様式」の実践例の1つである「キャッシュレス決済」を推進しつつ、コロナ禍における消費喚起を図り、市内経済の活性化を後押しすることを目的に、スマートフォンアプリを活用したプレミアム付の電子商品券「デジタルねっぴ～商品券」を発行します。

デジタルねっぴ～商品券の発行にあたり、幅広い業種において、市内の店舗・事業所等を対象に、デジタルねっぴ～商品券取扱加盟店（ポイントが使用できる店舗。以下、「加盟店」）を募集します。

デジタルねっぴ～商品券は、ポイントとしてお客様のスマートフォンにチャージされるので、スマートフォンにインストールされている専用のアプリ「加西市ねっぴ～Pay」を用いて、直接現金の受け渡しをすることなく、簡単に決済を行うことができます。



加盟店の皆様には、レジ近くに「QRコード」を設置していただくだけで、取扱いに係る費用は一切必要ありません。また、金融機関等に向いての換金手続きも不要で、従来の紙版プレミアム商品券と比べて、会計時の負担が軽減されるなど、様々なメリットがあります。

多くの事業者様のご参加をお待ちしております。

## 1 ポイントの発行について

- (1) 名称 加西市「デジタルねっぴ～商品券」
- (2) 実施主体 加西商工会議所
- (3) 発行額 1億2,000万円（プレミアム分：2,000万円）
- (4) プレミアム率 20%
- (5) 販売対象 加西市在住・在勤者
- (6) 販売価格 1セット 10,000円（1ポイント1円）  
※ポイント12,000円分を10,000円で販売
- (7) 購入上限額 1人あたり 30,000円
- (8) 販売・利用開始 令和3年10月1日(仮)から
- (9) 有効期限 令和3年11月30日まで

## 2 対象加盟店

加西市内において、小売業、飲食業、洗濯・理容・旅館・医療等の各種サービス業及び運輸通信業（旅行業を含む。）を営む事業者であり、次の各号のいずれにも該当しない方が応募することができます。

※令和3年度は、加西商工会議所会員以外の事業者様も参加いただけます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者のうち、同条第4項を除くもの
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関するもの
- (3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行うもの
- (4) その他会頭が不適当と認めるもの

### 3 加盟店の登録

加盟店として登録しようとする事業所（店舗）は、以下のウェブサイトへアクセスいただき、「加盟店（販売店）の登録」フォームから、必要事項を入力の上、申請してください。

なお、加盟店の登録料は必要ありません。

<https://kasai.yomsubi.com/>



- (1) 申込期限：令和3年9月10日（金）  
※申込期日を過ぎても登録申請は受け付け致します。  
9月10日までに申し込み頂いた加盟店様は10月1日の利用開始までにQRコード（無償）、ポスター等をお届けします。
- (2) 申込方法：上記登録サイトによる電子申請
- (3) その他：登録内容については、本事業の受託者（加西商工会議所）や加西市、協力団体である民間企業と情報共有しますのでご了承ください。

### 4 加盟店の遵守事項

- (1) それぞれの業種における「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、感染予防策を講じること
- (2) 加盟店のポスター等を店頭等の目立つ場所に表示すること
- (3) 特定取引において、ポイント利用を拒まないこと
- (4) その他「デジタルねっぴ〜商品券」加盟店規約の趣旨に反すると認められる行為をしないこと

### 5 ポイントの利用対象にならないもの

- (1) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (2) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (3) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (6) 商品券の交換または売買
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- (8) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除くものに係る支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル含む）
- (11) 会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、有効期限が2021年11月30日を超えるもの
- (12) その他、各加盟店が指定するもの

## 6 加盟店の取消等

この募集要項及び「デジタルねっぴ〜商品券」加盟店規約に違反する行為が認められた場合、加盟店の認証を取り消す場合があります。また、不正な行為により損害金が発生したときは請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合があります。その場合、ポイントの売上に係る資料の提出などを求めます。

### デジタルねっぴ〜商品券のメリット

- ① 「新しい生活様式」への対応  
QRコードによるキャッシュレス決済により接触機会を軽減できます。
- ② 換金手続きが不要  
売上金は、決済データに基づき自動的に振り込まれるため、紙版の商品券のように店側での保管や計数の手間、換金のお手続きは不要です。
- ③ 会計時の負担軽減  
1円単位で使用できるので少額決済に対応でき、支払いの操作もお客様が行いますので、会計時の負担が軽減されます。また、管理画面から簡単に決済金額や取引履歴を確認することができます。
- ④ 効果的な情報発信  
デジタルねっぴ〜商品券の利用者は、専用アプリ「加西市ねっぴ〜Pay」を入手することになりますが、このアプリには、支払い機能のほかにも、加盟店独自のクーポン券の発行やお知らせ機能なども搭載する予定となっていますので、きめ細かで効果的な情報発信が可能となります。

## 7 お問い合わせ先

### 〈加西市デジタルねっぴ〜商品券事務局〉

加西市役所 地域振興部 産業振興課

住 所 〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

電 話 0790-42-8740 (平日8:30~17:15)

e-mail sangyo@city.kasai.lg.jp

### 〈事業実施団体〉

加西商工会議所

住 所 〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アスティアかさい1F

電 話 0790-42-0416 (平日8:30~17:30)

FAX 0790-43-1123